

SOMPOリスケアマネジメント
コンサルタント

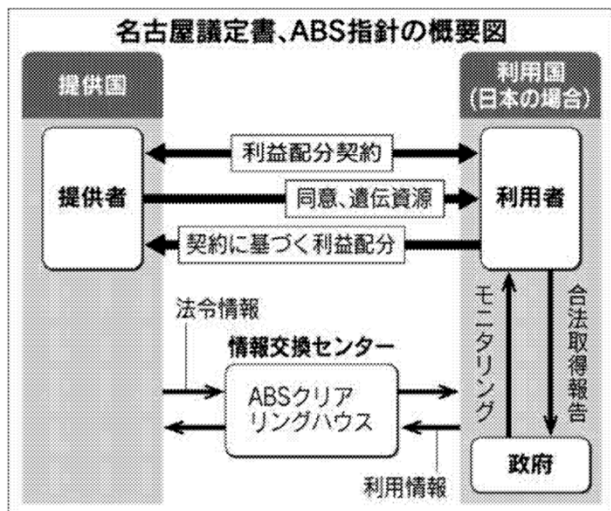
佐々木 真理乃氏

日本は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）」に関する名古屋議定書（通称「名古屋議定書」）を今年5月に締結した。本議定書は2010年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択され、ABSに関する措置が規定されている。

日本は本議定書に11年5月に署名し、締結に向けて検討を進めてきた。今年1月にABS指針が取りまとめられ、5月に公布、本議定書が日本で効力を生じる8月から施行される。

遺伝資源とは、有用な遺伝子を持つ動植物や微生物および、原住民など

生物多様性に関する条約



社会において昔から用いられている特有の知識で遺伝資源に関連するものを指す。議定書ではこの遺伝資源に関し、資源の提供国と利用国にルールの策定を求めている。提供国には自国の同意と利益配分契約を遺伝資源取

得の前提とすることを求め、利用国には遺伝資源が提供国法令を順守して取得されることを求めている。利用国では、遺伝資源を利用する可能性の高い食品や医薬品業界、研究機関等に影響があると予想される。

具体的には、利用者は遺伝資源の合法取得を政府へ報告し、政府はABS

Sクリアリングハウスという情報交換センターに遺伝資源利用の情報を提供する。その後、利用者は遺伝資源利用の関連情報について政府からモニタリングを受けることになる。遺伝資源により生じた利益は契約に基づき提供者へ配分され、提供国内の生物多様性保全に役立てられる。

企業には本業を通じた取り組みも求められている。地域と連携した生態系保全活動の他、原材料調達において生態系に配慮した認証製品の選択や自社製品のトレーサビリティの確保などへの取り組みが重要である。



佐々木 真理乃 印刷会社の環境関連部署を経て現職。企業の環境法規制対応や環境マネジメントシステムの運用支援などに従事。